

神奈川県と逗子市を事例とした緑の基本計画の即地的な施策の方針に関する研究

A Study on Spatially Based Policies in Green Master Plans Based on Case Studies in Kanagawa Prefecture and Zushi City

根岸 勇太* 石川 幹子**

Yuta NEGISHI Mikiko ISHIKAWA

Abstract: This paper aims to clarify a) how concretely policies are expressed as road maps in Green Master Plans and b) what kind of role these policies have played. Investigated plans for a) are those of municipalities in Kanagawa prefecture. It was found out that the policies of Special Green Space Conservation Area and of parks are expressed concretely in more plans than other policies. For b) a case study was conducted on Zushi city in Kanagawa prefecture. In Zushi city there is a road map of Special Green Space Conservation Area, in which the government and citizens expressed their intentions for green space conservation. Later, the government and citizens have tried to refer the contents of this road map to other plans and policies, some of which are by law ought to be prior to Green Master Plans. The contents of the road map were imported to Community Development Plan and then to Comprehensive Plan of Zushi city.

Keywords: Green Master Plan, road map, Special Green Space Conservation Area, Municipal Urban Master Plan, Kanagawa, Zushi

キーワード: 緑の基本計画, 施策の方針図, 特別緑地保全地区, 都市計画マスタープラン, 神奈川県, 逗子市

1. 背景と目的

緑の基本計画¹⁾の実現のための施策の方針図(以下、「施策の方針図」)の内容は、多くの自治体において具体性が乏しいものとなっており²⁾、また緑のマスタープランの時代から緑地の配置計画と大きく乖離していること³⁾が指摘されており、これは公表による土地所有者の反発や財源問題の顕在化を懸念したためと考えられている⁴⁾。このような状況に対し、「施策の方針図」においてその内容を具体的に明示することの重要性が主張されてきた。その理由としては、1) 行政の担当者の業務の指針となる点⁵⁾、2) 土地利用の方向性の明確化が、他の計画制度や手法、例えば、都市計画区域マスタープランや都市計画マスタープラン⁶⁾、区域区分⁷⁾などを定める際に指針となり、この指針としての役割を緑の基本計画が担うことができるといった点が挙げられてきた。

さらに今日的にも、人口減少に対応するためには、非建築的土地利用に着目し、保全・再生を図るべき緑の地区レベルでの位置づけを明確にすることが重要であり、緑の基本計画における地区レベルの内容の充実・詳細化が求められているとされている⁸⁾。

ここで、「施策の方針図」の内容はそもそも以下のように想定されている。まず、緑の基本計画に定めることが想定されている事項として、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項⁹⁾」があり、これは「目標を実現するための都市公園の整備や特別緑地保全地区の決定等の施策、公共公益施設や民有地の緑化の方針、市民農園等の整備に関する施策の展開方策について定める趣旨¹⁰⁾」のものである。「施策の方針図」は、当該事項に対応する図といえ、「種類別の施設緑地、種類別地域制緑地、地区計画等緑地保全条例の対象区域、保全配慮地区、緑化地域、地区計画等緑化率規制の対象区域、緑化重点地区等の施策の現況区域及び今後の計画を表示した図面。」「¹¹⁾とされている。このように、これらの施策の今後の方針が、現状と区別して明示されることが想定されているのである。とはいえ、これら様々な施策の内容は言うまでもなくそれぞれ異なるものである。具体的な将来の方針を示すことに適している施策、適していない施策が存在するであろう。しかし、実際の緑の基本計画において、どのような施策が具体的

かつ現状と将来を区分して明示されてきたのかは明らかにされていない。これに起因するといえるが、「施策の方針図」における具体的な内容が、本稿の冒頭に示した役割を本当に担われてきたのかについても、検証されていない。すなわち、施策を具体的かつ現状と区分して明示すべきとされているものの、この主張には実態に基づいた根拠がなく、自治体としては施策を具体的かつ現状と将来を区分しては明示しづらい中で、あえて明示することへの動機が存在しないという現状が問題点として指摘できる。

上記の背景をふまえ本研究は、策定済みの緑の基本計画の「施策の方針図」で、いずれの施策が具体的に、かつ現状と区別された将来の方針として明示されているかを明らかにする。さらに、具体的、かつ現状と区別された将来の方針として特に多くの計画書で明示された施策に着目し、当該施策を明示した自治体を対象として、その即地的に明示された施策が担われてきた役割の考察を行うことを目的とする。この際、行政の担当者の業務の指針、また他の計画制度の内容の策定時や手法の実施時の指針としての役割に着目する。なお本稿では以下、「具体的、かつ将来の方針が現状と区別されて示されている」ことを「即地的」と形容する。

対象とした自治体は、神奈川県下の市町村とした。平成25年に国土交通省と日本公園緑地協会が選定した緑の基本計画優良事例40選において、5自治体が神奈川県からは最優良事例または優良事例として選出され、東京都に次いで2番目に多いものであった。東京都や神奈川県においては、一定程度の水準を有する緑の基本計画が策定されてきたといえるが、東京都から選出された事例は全て区部であり高度に都市化した地域であったのに対し、神奈川県から選出された事例は、県下の北部から南部にかけてのさまざまな地勢、都市化の程度を有す自治体であった。よって多様な地域性を網羅するという観点から、神奈川県を本研究の対象とした。

2. 研究のフローと手法

まず、緑の基本計画の計画書の「施策の方針図」においてその内容として示されている施策が即地的かどうかを評価した。「施策の方針図」において想定されている施策は先述の通り、1) 種類別

*東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 **中央大学理工学部人間総合理工学科

の施設緑地、2)種類別地域制緑地、3)地区計画等緑地保全条例の対象区域、4)保全配慮地区、5)緑化地域、6)地区計画等緑化率規制の対象区域、7)緑化重点地区である。1)としては、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、広場公園、広域公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道、都市林、2)としては、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地、農振農用地、保安林、自然環境保全地域、自然公園¹²⁾、緑地保全地域¹³⁾、歴史的風土特別保存地区、歴史的風土保存区域、近郊緑地特別保全地区、近郊緑地保全区域¹⁰⁾を対象とした。さらに3)と6)は地区計画として統一した。さらに4)保全配慮地区、5)緑化地域、7)緑化重点地区を合わせた計25施策を評価の対象とした。よって、以降本文の引用部以外で単独で用いる「施策」という語は、上記25施策の全てまたはいずれかを意味する。

これまでに緑の基本計画を策定している30自治体の最新版の計画書の「施策の方針図」と、これに準ずるものにおいて、上記の25施策が描画されているかを調査した。施策が描画されていることが認識可能であった場合、次の二つの基準に当てはまれば、これを即地的と評価した。

基準1：境界が明確である
 明確な境界線によって周囲の区域と区別されて、ある施策が示されている状態。または、境界線は不明確であるものの、周囲の区域と区別されてある施策が示されている状態。
基準2：将来の方針が明示されている
 将来と現在が区分され、かつ将来の内容が示されている状態。

上記の作業を通じて、各種施策についての「施策の方針図」における即地的な明示の傾向を記述した(3章)。

さらに、他の施策と比較して、顕著により多くの計画書において即地的に明示されていた施策であった特別緑地保全地区について、特別緑地保全地区指定候補地が登場した際の背景と登場後の用いられ方を、逗子市を対象として各種行政資料と関係者からのヒヤリングから得た情報を用いて時系列に記述した(4章)。

最後に、神奈川県における緑の基本計画の計画書の「施策の方針図」の即地的な施策の明示の実態と、逗子市において特別緑地保全地区指定候補地が担われてきた役割について考察した(5章)。

3. 即地的に明示されていた施策

図-1は、各施策が即地的に明示されていた計画書数を示したものである。各施策が描画されていた計画書数も示している。

施設緑地としては、比較的多くの計画書で描画されているのが住区基幹公園(15計画書。以下カッコ内の数字は計画書数を表す)、都市基幹公園(11)、特殊公園(11)であったが、うち即地的に明示されているのはそれぞれ3計画書と、比較的小なかつた。比較的小ない計画書においてのみ描画されているのは、広場公園(2)、広域公園(4)、緩衝緑地(3)、都市緑地(7)、緑道(4)、都市林(3)であった。

地域制緑地としては、特別緑地保全地区が比較的多くの計画書(18)で描画されており、かつ他の施策と比較しても最も多くの計画書(13)で即地的に示されていた。比較的多くの計画書で描画されている施策として、風致地区(10)、生産緑地(13)、農用地区域(18)、保安林(20)、自然環境地域(16)が挙げられる。風致地区はうち4計画書にて即地的に示されていたが、後の四者は、即地的に示されている計画書数はそれぞれ1、0、2、0と比較的小なかつた。自然公園、緑地保全地域は、描画されている計画書数はそれぞれ5、1と比較的小なく、また即地的なものはなかつた。歴史的風土特別保存地区、歴史的風土保存区域、近郊緑地特別保全地区、近郊緑地保全区域は、描画されている計画書数は順に2、2、6、4と比較的小ないが、うち前三者が即地的に明示されている計

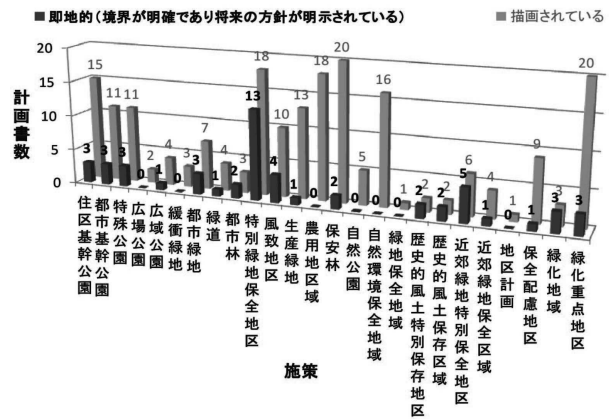


図-1 即地的に示されていた施策

表-1 特別緑地保全地区の現況と将来の面積

計画名	発行年	特別緑地保全地区			
		現況		計画	
		年	ha	年	ha
川崎市緑の基本計画	2008	2007	71.3	記載なし	不明
横須賀市みどりの基本計画	2010	2010	0	2015	12
鎌倉市緑の基本計画	2011	2010	41.4	2030	94.3
茅ヶ崎市みどりの基本計画	2009	2008	0	2018	38.4
逗子市緑の基本計画2005	2006	2004	0	2015	607.41
相模原市水とみどりの基本計画	2010	2008	10	2019	18
秦野市緑の基本計画	2008	2006	0	2015	27.67
厚木市緑の基本計画	2004	2002	0	2017	42.1
綾瀬市緑の基本計画	2011	2011	0	記載なし	不明
葉山町緑の基本計画改定版	2006	2005	0	2015	34.2
寒川町緑の基本計画	1996	記載なし	記載なし	記載なし	不明
大磯町緑の基本計画	2003	2001	0	2020	8.03
大井町緑の基本計画	2009	2009	0	記載なし	55.5

画書数はそれぞれ2、2、5であり、扱われている計画書においては、ほぼ全て即地的に明示されているとも解釈できる。

地区計画は、1計画書で描画されているのみであった。

保全配慮地区は9計画書で描画されていたが、即地的なものは1計画書であった。

緑化地域は、描画されていた計画書数は3であったが、うち全てが即地的に示されていた。

緑化重点地区は20計画書と最も多くの計画書で描画されていたが、即地的なものはうち3計画書であった。

以上のように、特に特別緑地保全地区が他の施策と比較して、顕著に多くの計画書において即地的に明示されていることが明らかになった。

ここで、表-1は、特別緑地保全地区を即地的に明示していた13の計画書に記述された、特別緑地保全地区の現況と将来の面積を示したものである。特別緑地保全地区指定候補地の面積、すなわち、特別緑地保全地区の将来面積から現況面積を引いた値は、多い順に607.41ha、55.5ha、52.9ha、42.1ha、38.4ha、34.2ha、27.67ha、12ha、8.03ha、8haとなっていた。このうち、逗子市緑の基本計画2005の特別緑地保全地区指定候補地607.41haは相当の面積を有すといえ、特別緑地保全地区指定候補地が行政の担当者の業務の指針としての役割または他の計画制度の策定時や施策実施時の指針としての役割を、意図的に担われてきた可能性が示唆された。したがって以下4章では、逗子市を対象として、即地的に明示された特別緑地保全地区指定候補地について、計画書策定時の背景と策定後の用いられ方を、時系列に記述する。

4. 特別緑地保全地区指定候補地明示の背景とその後の経緯

逗子市では1970年に線引きが行われ、さかんに宅造が行われた後も、市街化区域には依然として多くの山林が現存している。政治的な背景としては、1982年に市街化調整区域内の池子地区の山林に池子米軍住宅を建設する方針が国によって公表されて以来、建設反対の市民運動が活発になり、1984年には開発反対派の市長が選出された点を指摘しておく。1983年に策定されていた緑のマ

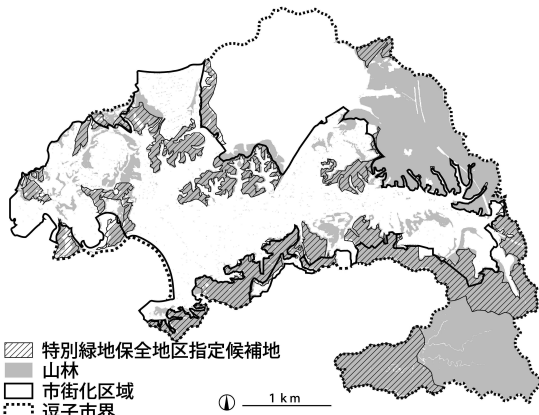


図-2 緑のマスタープラン新旧対照図(1983-1990)における特別緑地保全地区指定候補地の新規追加¹⁵⁾

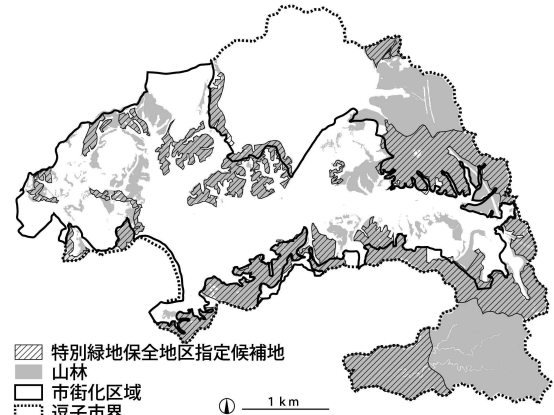


図-3 緑の基本計画(1996)の「施策の方針図」における特別緑地保全地区指定候補地²⁰⁾

マスタープランにおいては、「市街化調整区域内の緑地やその時点で買取りなどの対応が可能な市街化区域内の山林などが主な対象になっていたため、今後残さなければならない緑地の総量とその全体のマッピングが明確でなく、行政全体の方針が読み取れないという問題点があっ¹⁶⁾」た。したがって、1990年の緑のマスタープラン第1回見直し時には、「本市総合計画に基き、保全及び整備すべき緑地系統(都市施設緑地、地域制緑地等)を明らかにし、あわせて逆線引きの検討を計り、緑の総合的施策を確立したい¹⁷⁾」との意見を市は有していた。そして、「市街化区域内に残された山林を大幅に緑地として残して良好な自然環境を保全する意向を表明し、(略)市街化区域内にあるまとまった山林については原則緑地として保全されるように緑地保全地区¹⁸⁾あるいは都市緑地として指定¹⁹⁾」するという内容が、改定された緑のマスタープランに明記された(図-2)。この内容は「将来の土地利用方針を先取りした内容といつてよ²⁰⁾」く、「逗子の緑のあるべき姿について、市民が明確に意識する格好の材料になることを期待²⁰⁾」するものであった²⁰⁾。

1991年には、「逗子市における開発行為等の規制に関する条例」案が逗子市議会に提出された。当条例案には、市街化区域内の山林も対象として、行政指導で開発を特に抑制する「保全区域」を指定することが明記されていた²¹⁾。この保全区域は、緑のマスタープランを参考に設定することが検討されていた²⁰⁾。しかし、行政の指針に過ぎない緑のマスタープランを参照した保全区域は、都市計画法の大前提である区域区分と法律論として矛盾するとして問題視され²²⁾、条例案は実現しなかった。1992年には開発時の手続きと開発の際に残存させる緑地の量を定めた「逗子市の良好な環境をつくる条例」が制定された。この条例においては、10メートルメッシュ単位で市内全域の環境評価を行った自然環境評価図を、開発時に残存させる緑地の量を求める際の根拠として用いることが定められたが、緑のマスタープランは引用されていない。

1992年には、緑のマスタープランが再び改定され、特別緑地保全地区指定候補地が一部拡大された。

1996年には逗子市緑の基本計画が策定され、この緑の基本計画に、緑のマスタープランの特別緑地保全地区指定候補地が引き継がれた(図-3)。当時、「緑地保全地区については開発窓口で、緑地保全地区として保全していく方針の土地なので開発は遠慮していただきたいという旨の指導²³⁾」がなされていた。一方、特別緑地保全地区の指定の事業化は当時着手されなかった。

1996年から1998年にかけて、都市計画マスタープランの策定が行われた。1996年時点での都市計画マスタープラン素案においては、公園緑地整備方針図として特別緑地保全地区指定候補地を明示した計画図が掲載されていた²⁴⁾。しかし、1997年時点の都市

計画マスタープラン原案の段階では当該計画図はなくなり²⁵⁾、最終的に策定された1998年の都市計画マスタープランにもこの計画図は掲載されておらず、対象となる山林の方針は、次のように記述されるのみであった。「本市を取り巻く大規模緑地及び斜面緑地のうち、将来的な保全の担保が図られていない緑地については、市は施設緑地又は地域制緑地としての保全を検討します。³⁰⁾」

2002年には逗子市まちづくり条例が制定された。以降、開発窓口では、まちづくり条例に則った指導がなされ、今日開発窓口で特別緑地保全地区指定候補地を引用するということはない³⁰⁾。

2005年には緑の基本計画の改定が行われた。ここで、緑の基本計画は、逗子市の施策の基本となる総合計画、および都市計画マスタープラン、策定中のまちづくり基本計画、都市計画区域マスタープラン(略)、環境基本計画等の関連計画と連携し(略)、これら計画の改訂に際しては、緑の基本計画の内容と整合を図っていくものされた。基本・関連計画等において、施策展開上の必要性から緑の基本計画と整合しない場合でも、軽微なものについては、実施計画に取り込む等により適宜運用を図っていく³²⁾とされた。特別緑地保全地区指定候補地は一部拡大され、このことは、「みどりの基本計画の中に特別緑地保全地区の指定する箇所ということで入れ込んだと、これがまさしく市として緑地を守るということを表明したものの一つであるというふうと考えて³³⁾」いると説明されている。しかし、特別緑地保全地区の指定に関しては、地権者の合意がかなり高いハードルであると認識されており³⁴⁾、この時点でも指定事業の予算化は行われなかった。

2007年には逗子市まちづくり基本計画が策定された。まちづくり基本計画は、2002年に制定された逗子市まちづくり条例に基づくものである。約130名の公募による市民委員により組織された³⁵⁾逗子市まちづくり市民会議が主体となってまちづくり基本計画素案を作成し、この素案を修正した案が市議会の承認を得てまちづくり基本計画が策定された。まちづくり基本計画は都市計画マスタープランを包含するものとして位置づけられている。特別緑地保全地区の2006年時点でのまちづくり基本計画素案の段階では、以下のように、個別の特別緑地保全地区指定候補地の指定方針が記されていた。「『逗子市緑の基本計画2004』特別緑地保全地区の保全方針の項目で、「緊急度が高い緑地として保全を図る」と指定した下記地域(※)について以下により、指定を実現する。※地域：広さが10ha以下で、逗子市だけの意思で決定できる地域、緑保7・8・9・10・11・12・13・16・17・18・21³⁶⁾」そして、2007年に最終的に策定されたまちづくり基本計画には、個別の特別緑地保全地区指定候補地の指定方針が削除された以下の内容が明記された。「市街地を取り囲む既存緑地は、これ以上の破壊を阻止し、連なった緑の絨毯として連続的、体系的に保全するために

法的規制・条例・まちづくり基本計画を厳格に適用する。(略) イ。特別緑地保全地区候補地の指定を実現³⁷⁾。素案から最終案にかけて個別の指定方針が削減された理由は、選択肢を増やして柔軟に対応していきたいがためであったとされている³⁸⁾。

逗子市の総合計画基本計画³⁹⁾は、まちづくり基本計画との整合を図り、総合計画基本計画の計画期間中に推進すべきまちづくり基本計画の内容を反映することによって、まちづくり基本計画の着実な推進をも図るもの⁴⁰⁾であるとされている。逗子市総合計画実施計画においては、2011年に、特別緑地保全地区の指定事業が初めて明記された⁴¹⁾。先述の通りまちづくり基本計画に特別緑地保全地区の指定推進が明記されたために、これが最終的に総合計画実施計画へと位置づけられたのであった⁴²⁾。

総合計画実施計画に位置づけられたことで、特別緑地保全地区の指定が初めて事業化された。まず、特別緑地保全地区指定候補地の細分化が行われた。細分化にあたって、区域区分、用途地域、法規制、担保の有無がその基準とされた。さらに、指定の候補地の選定と優先度の決定が行われた。この際には、環境面として植生自体の優先度、生態系機能、植生自然度、植物群落、景観面として居住快適性の維持機能、防災面として土地機能、保水機能を用いた評価が行われた。さらに、優先度が高いと判断された区域の地権者に対して、意向調査のアンケートが行われた。そして、特別緑地保全地区指定に協力するという回答が寄せられた地権者所有の土地に対して、2014年度に一か所目の特別緑地保全地区が指定される見通しとなっている⁴³⁾。

5. まとめと考察

神奈川県下の自治体の緑の基本計画の「施策の方針図」の各種施策について、各種施策が即地的に明示されている計画書数は、施策の種類ごとに大きな違いがあることがわかった。比較的多くの計画書で描画されていても、そのうち即地的に明示されている計画書数は多くはない施策も見られた。しかしながら、特別緑地保全地区は他の施策と比較して顕著に多い13計画書において即地的に明示されていた。これら13計画書中8計画書においては、特別緑地保全地区指定候補地の面積は10ha以上となっており、特別緑地保全地区は一定数の自治体において、一定の規模の土地に対して即地的に明示されているといえる。

特に最も大規模な特別緑地保全地区指定候補地を有しているのが逗子市であった。逗子市では、行政、市民が山林保全の意図を有し、1990年の緑のマスタープランの特別緑地保全地区指定候補地はその意図を明示する役割を行政によって担わされたといえる。そして、当該内容は緑の基本計画へと引き継がれた。緑の基本計画の改定にあたっては特別緑地保全地区指定候補地の拡大が行われ、特別緑地保全地区指定候補地はここでも新たな保全の意図を明示する役割を行政によって担わされたといえる。

特別緑地保全地区指定候補地の登場以降の一連の経緯を、行政の担当者の業務の指針という観点から考察すれば、実際の特別緑地保全地区指定作業という業務は長らく着手されず、その意味では指針としての役割は担わされてこなかったといえる。特別緑地保全地区指定事業の指針としての役割は、2011年に特別緑地保全地区の指定の推進が総合計画実施計画に位置づけられて初めて担われるようになった。一方、他の計画制度の内容の策定時や手法実施時の指針という観点から考察すれば、他の計画制度の内容の策定時や手法実施時のそもそもの指針であったのは、山林の保全という行政と市民の意図であったと解釈できる。そして、その意図が具体的に明示された特別緑地保全地区指定候補地は、行政または市民によって、その意図を他の計画制度の内容や手法に入れ込むためのツールとして、他の計画制度の内容や手法の実施の際に引用されようとしてきたと解釈できる。逗子市における開発

行為等の規制に関する条例の定める保全区域、都市計画マスタープラン、まちづくり基本計画がこれに該当する。まちづくり基本計画においては、特別緑地保全地区指定候補地の指定が最終的に引用されたが、前者二例との違いの一つとして、まちづくり基本計画が素案から市民会議によって作成されたものであるという点が挙げられる。市民会議が特別緑地保全地区の指定を指向したことによって、特別緑地保全地区指定候補地のまちづくり基本計画への引用がなされた。さらにまちづくり基本計画が都市計画マスタープランを包含するものとして行政の従前からの予算配分を変化させよう位置づけとされたことで、実際に特別緑地保全地区の指定が総合計画実施計画に位置付けられ、指定事業の実現へと至ったといえる。

緑の基本計画において、実施の見通しがない施策を即地的な「施策の方針図」として示すことの意義を確保するためには、「施策の方針図」を、上位計画や関連計画の策定時に参照して具体的な議論をするに足る形で明示すること、そして上位計画や関連計画の策定時に実際に参照し、場合によっては引用することを検討することが必要であることが、本研究の知見から示唆される。また、特別緑地保全地区指定候補地が、開発業者に対して開発の断念を指導する根拠としての役割を担わされていた時期も存在した。

今後は、本研究で扱った事例を他の地域の事例と比較しながら、全国的な緑の基本計画の「施策の方針図」の即地性の実態を明らかにするとともに、その内容が担わされてきた役割の全体像を考察していく必要があると考える。

補注及び引用文献

- 1) 都市緑地法第4条第1項の規定に基づき定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」
- 2) 浦田啓充(2000):緑の基本計画の現状と課題:グリーン・エージ27(10)、10-16
- 3) 石川幹子(1992):緑のマスタープランの今後の展望:公園緑地52(5)、17-21
- 4) 舟引肇明(2009):緑地空間の価値の公表による緑地保全制度の改善に関する考察:緑地空間の価値及び関係情報の公表による緑地保全に対する合理的行動の期待について:都市計画論文集44(3)、25-30
- 5) 池邊このみ、横張真、土屋志郎、棚野良明、古澤達也(2013):緑の基本計画を考へる~制度創設20年目を迎えて:公園緑地74(1)、7-13
- 6) 竹内智子(2012):総合的な空間管理計画として緑の基本計画の可能性に関する考察:ランドスケープ研究75(5)、601-604
- 7) 文獻2)
- 8) 社会資本整備審議会都市計画・歴史的地風土分科会都市計画部会(2012):都市計画制度見直し委員会中間とりまとめ都市計画に関する諸制度の今後の展開について、p20
- 9) 都市緑地法第四條第二項
- 10) 都市緑地法運用指針4 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)
- 11) 日本公園緑地協会(2007):新編緑の基本計画ハンドブック、p43
- 12) ここまでの施策は、神奈川県都市部都市公園課(1995)神奈川県「緑の基本計画」作成の手引きにおいて、施設緑地の整備目標及び配置方針の項目、地域制緑地の整備目標及び指定方針の項目に示されている施策から選出した。各自自治体は当該手引きを参考に緑の基本計画を策定し、そのことが現在の緑の基本計画にも一定の影響を与えているところでは想定し、本研究ではこれらの施策を評価の対象とした。
- 13) 平成16年に創設されたため前出の「緑の基本計画」策定の手引きには掲載されていないが、損失補償はあるが買入れの伴わない施策として、多くの自治体で将来・即地的に用いられていることが想定されたため評価の対象に加えた。
- 14) 神奈川県の一部の市町村を含む近郊整備地帯に指定されている近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区。さらに、鎌倉市と一部逗子市にも指定されている歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区は、神奈川県特有の施策であるが、広範囲にわたって将来・即地的に明示されていることが想定されたため、評価の対象に加えた。
- 15) 神奈川県(1992):平成4年度逗子市都市計画課緑化企画班(1991):新旧対照図(平成2/昭和58年)から筆者加筆
- 16) 富野輝一郎(1991)グリーン・デモクラシー—いま池子から訴える—、白水社、p191
- 17) 神奈川県都市計画課(1988):第1回緑のマスタープラン見直し調査表:平成元、2年度第1回緑のマスタープラン見直しに係る経緯、神奈川県立公文書館蔵
- 18) 特別緑地保全地区は2004年の法改正までは緑地保全地区という名称であった。本文では全て特別緑地保全地区に統一したが、引用部は原文のまま緑地保全地区としている。
- 19) 文獻16)、p191
- 20) 文獻16)、p191
- 21) 文獻16)、p191
- 22) なお、特別緑地保全地区指定候補地には米軍住宅建設予定地は含まれていない。
- 23) 逗子市(1991):逗子市における開発行為等の規制に関する条例
- 24) 逗子市(1991):平成3年3月総務建設常任委員会(第1回)-03月12日-02号会議録、p97
- 25) 神奈川県都市計画課都市緑化企画班(1991):緑のマスタープランと逗子市の条例案について:平成2、4年度 緑のマスタープランについて(逗子の条例案に関連して)、神奈川県立公文書館蔵
- 26) 逗子市(2002):平成14年6月建設常任委員会(第2回)-06月12日号会議録、p92
- 27) 逗子市都市政策室都市計画課(1996):逗子市都市計画マスタープラン《素案》、p34
- 28) 逗子市(1996)逗子市緑の基本計画、p174から筆者作成
- 29) 逗子市(1997):都市計画マスタープラン原案
- 30) 逗子市(1998):逗子市都市計画マスタープラン、p45
- 31) 逗子市緑地課へのヒヤリング、2014年9月2日
- 32) 逗子市(2006)緑の基本計画2005、p2
- 33) 逗子市(2007):平成17年9月建設環境常任委員会(第3回)-09月02日-01号会議録、p131
- 34) 逗子市(2007):平成17年9月建設環境常任委員会(第3回)-09月02日-01号会議録、p132
- 35) 逗子市HP <http://www.city.yuzui.kanagawa.jp/syokan/machi/kihonkeikakuTop.html>, 2015.01.
- 36) 逗子市(2006):逗子市まちづくり基本計画、p21
- 37) 逗子市(2007):逗子市まちづくり基本計画、p8-9
- 38) 逗子市(2007):まちづくり基本計画に関する特別委員会(第2回)-06月26日-02号会議録、p346
- 39) 逗子市においては、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の三層構造となっている。
- 40) 逗子市(2008)逗子市総合計画基本計画2014、p4
- 41) 逗子市(2011):逗子市総合計画実施計画 計画期間2011年度~2014年度(平成23年度~平成26年度)、p21
- 42) 逗子市(2007):平成19年6月まちづくり基本計画に関する特別委員会(第2回)-06月26日-02号、p346
- 43) 逗子市緑地課(2013)平成25年度第1回逗子市みどり審議会会議録、p4-5